法定相続情報証明制度が始まりました！

　**平成２９年５月２９日（月）から，全国の登記所（法務局）において，各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。**

**◇法定相続情報証明制度とは何ですか。**

　法定相続情報証明制度とは，登記所（法務局）で相続関係を証明してもらう制度です。「法定相続情報一覧図」に登記官が認証文を付し、その写しを無料で交付してもらうことができます。

これまで相続の手続きをする際には、亡くなった方の出生から死亡までの戸除籍謄本と、

法定相続人全員の戸籍謄本を、相続手続を取り扱う各窓口に何度も出し直していましたが、「法定相続情報一覧図」の写しを利用すれば、その必要はなくなります。戸除籍謄本等の束に代えて「法定相続情報一覧図」を提出することで、手続きの簡素化・迅速化が期待できます。

**◇法定相続情報一覧図に認証文をもらうにはどうすればいいですか。**

　法務局（登記所）に、

　①亡くなった方の出生から死亡までの戸除籍謄本のすべて

　②相続人全員の戸籍謄本

　③法定相続情報一覧図（①、②をもとに作成）　　を提出します。

登記官はその内容を確認した後、③の法定相続情報一覧図に認証文を付した写しを

無料で交付します。

**戸籍等の必要書類の取り寄せや**

**法定相続情報一覧図の作成については、**

**お近くの行政書士まで**

**お問い合わせ下さい。**

※「法定相続情報証明制度」に関する

詳細については，[法務局ホームページ](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)を　　　　法定相続情報一覧図の写し（イメージ）

ご覧ください。